

第6条（紹介手数料）

1. 採用決定者が甲に入社した場合、甲は乙に対し、人材紹介サービスの対価として、次項に定める紹介手数料を支払うものとする。

2. 紹介手数料は、以下のいずれか高い金額とする。

（1）採用決定者の**初年度理論年収（税引前）の40%**に相当する金額（消費税別）。

初年度理論年収は、月額固定給の12か月分に前年度実績賞与額を加算した額とする。

ここでいう月額固定給には、基本給、家族手当、住宅手当、役職手当、その他諸手当を含むものとし、通勤手当、時間外手当、休日手当及び深夜労働手当は含まないものとする。

また、前年度実績賞与額とは、原則として基本給に前年度の平均賞与支給月数を乗じた額とする。

なお、年俸制の場合は年俸額を初年度理論年収とみなし、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年とみなして換算した額を初年度理論年収とする。

（2）最低紹介手数料：金300万円